

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 15 号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第 9 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第 9 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第 11 条の所得割の保険料率を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。</p>

2 第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第11条の所得割の保険料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（保険料の減額）

2 第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第11条の所得割の保険料率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（保険料の減額）

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円）とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円）とする。

世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に24万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に35万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日と

ア及びイ <省略>

前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に24万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に35万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険

する。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

2から4まで <省略>

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

<省略>

次のいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者

ア及びイ <省略>

2及び3 <省略>

附 則

者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

2から4まで <省略>

(保険料の減免)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

<省略>

次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア及びイ <省略>

2及び3 <省略>

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例)

第5条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第9条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

のは「若しくは山林所得金額又は同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額の算定」とする。

(長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

第6条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第9条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計(」とあるのは「山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は控除後の長期譲渡所得の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 前項の規定は、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第34条第4項」とあるのは「附則第35条第5項」と、「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「控除後の短期譲渡所得の金額」と、「規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「規定する短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

第7条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第9条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第16条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の算定」とする。

2 地方税法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の

金額（同法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3 地方税法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例）

第8条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第9条及び第16条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第16条第1項中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

2 地方税法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等

の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、「同項」とあるのは「同法附則第35条の4第1項」とする。

（条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料の賦課の特例）

第9条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第9条及び第16条第1項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第9条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第16条第1項中「山林所得金額の算定」とあるのは、「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第9条及び第16条第1項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>第6条 <省略></p>	<p><u>山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第9条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第16条第1項中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」とする。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>第11条 <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市国民健康保険条例第9条及び第16条の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。